

令和3年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和3年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ858,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		931
	1 負担金	931
2 使用料及び手数料		360
	1 手数料	360
3 国庫支出金		54,000
	1 国庫補助金	54,000
4 財産収入		260
	1 財産運用収入	260
5 繰入金		728,238
	1 一般会計繰入金	725,788
	2 大門下野田特定土地区画整理事業特別会計繰入金	2,450
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		10
	1 雑入	10
8 市債		74,200
	1 市債	74,200
歳入合計		858,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浦和東部第一特定土地区画整理事業	74,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。